

保護者の皆様へ

青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画と個別の指導計画)と その引継ぎに関するQ&A

Q: 青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画と個別の指導計画)とは何ですか?

A: 個別の教育支援計画は、小・中学校等の特別な教育的ニーズのある児童生徒等について、関係機関との連携を図り、適切な指導及び必要な支援を行うための長期的な視点に立った計画のことです。

個別の指導計画は、学校において具体的な指導を行うためのきめ細かい計画のことです。

Q: 青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画と個別の指導計画)を引き継ぐメリットは何ですか?

A: 進学や転学等により、学校や担当者が替わっても、長期的な視点による一貫した支援が可能となります。

青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画と個別の指導計画)は、お子様が、新しい環境でより適切な支援を受けるため、高等学校等での相談や面談等において、合理的配慮について先生方と話し合う際の重要な情報となります。

※合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。

青森県教育支援ファイル
(個別の教育支援計画)及び個別の指導計画)
作成の手引き
改訂版

平成30年3月
青森県教育委員会

青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画と個別の指導計画)の作成に関しては、学級担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

青森県教育委員会HPの「青森県特別支援教育情報サイト」に『青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画及び個別の指導計画)作成の手引き』を掲載しておりますので、ご覧ください。

お問い合わせ先
青森県教育庁学校教育課

小中学校指導グループ 017-734-9895
高等学校指導グループ 017-734-9883
特別支援教育推進室 017-734-9882



特別な教育的ニーズのある生徒の 中学校から高等学校への支援の引継ぎのために

青森県教育支援ファイル(個別の教育支援計画及び個別の指導計画)の活用

青森県教育支援ファイルを活用して、支援情報を引き継ぐと…

高校生



～本人・保護者の理解と同意～

保護者

中学校と同じように高等学校の先生方も協力してくれるので、落ち着いて学習できます。



高等学校の入学式から本人に合った対応をしてもらえて安心しています。

中学校の先生



～必要な情報の引継ぎ～

高等学校の先生

本人の得意なことを生かした支援をたくさん積み重ねてきましたので、是非、高等学校でもこれまでの支援を継続して力を伸ばしてください。



中学校から支援情報を引き継ぐことで、入学時からスムーズに学習することができます。

県教育委員会は、特別な教育的ニーズのある児童生徒の一貫した指導及び支援の充実を図るために個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式、記入のポイント、記入例をまとめた『青森県教育支援ファイル作成の手引き』を作成しております。

このリーフレットは、特別な教育的ニーズのある生徒の高等学校等への進学に際し、中学校及び高等学校の先生方、保護者の皆様などが連携・協力しながら、青森県教育支援ファイルを活用することにより、進学先において、それまでの指導や支援を継続して行い、全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるようすることを目的に作成しました。



青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）を活用した引継ぎの流れ



入学時には

中学校の先生方へ

校内における青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）の作成・活用

- ・小学校から引き継いだ青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）を活用し、合理的配慮について、本人・保護者と合意形成を図る必要があります。
- ・進学・転学等において、指導や支援を継続して行い、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう各計画の趣旨や目的を十分に説明するとともに、個人情報も含まれていることから、関係機関等に引き継ぐ旨について本人・保護者の同意を得ておくことが重要です。
- ・個別の教育支援計画と個別の指導計画は、校内委員会等において、定期的に評価を行い、支援方法や内容を改善することが重要です。

進学相談・面談等時には

本人・保護者との進学についての相談や面談等の実施

- ・進路については、本人の希望や保護者の願いを十分に踏まえた上で相談することが重要です。
- ・高等学校入学者選抜及び入学後の指導にあたり、特に配慮をする必要がある場合は、あらかじめ中学校長から出願先県立高等学校長へ連絡することとなります。

進学先決定時には

高等学校等との引継ぎの実施（入学者選抜の合格者発表後）

- ・引き継ぐ情報は、中学校で作成された青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）の内容が基本となります。また、本人が安心して学校生活を始めるために、入学当初から可能な支援などを確実に伝えることが重要です。
- ・中学校における合理的配慮の内容や支援方法とその成果をできるだけ詳しく引き継ぐことが重要です。
- ・本人・保護者が直接、高等学校等へ伝えたいという意向がある場合や、伝えてほしくない情報があると考えている場合がありますので、確認する必要があります。
- ・卒業後も高等学校等からの問い合わせや本人・保護者からの相談に対応できるよう備えておく必要です。
- ・文部科学省の通知によると、個別の教育支援計画は、卒業後5年間学校において保存されることが望ましいとされています。

入学式までには

高等学校等の先生方へ

中学校との引継ぎの実施（入学者選抜の合格者発表後）

- ・引き継ぐ情報は、中学校で作成された青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）の内容が基本となります。また、高等学校において教育活動を行う上で、知りたい情報を明確にしておく必要があります。



校内における入学前の体制整備

- ・中学校での支援について、校内において特別支援教育コーディネーターを中心に共通理解する必要があります。
- ・校内において可能な合理的配慮を検討しておく必要があります。

入学式前後の相談・面談等時には

本人・保護者との学校生活等についての相談や面談等の実施

- ・中学校から引き継いだ青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）を活用し、本人・保護者と面談し、合理的配慮について、本人・保護者と合意形成を図る必要があります。

入学式後には

入学後の青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）の作成・活用

- ・面談や相談等で合意形成をした合理的配慮を踏まえて、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、校内において共通理解をします。各計画の趣旨や目的を十分に説明し、関係機関等に引き継ぐ旨について本人・保護者と同意を得ておくことが重要です。
- ・個別の教育支援計画と個別の指導計画は、校内委員会等において、定期的に評価を行い、支援方法や内容を改善することが重要です。
- ・進学先や就職先でも適切な支援を受けることができるようするために、大学や企業等に対し、青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画と個別の指導計画）を活用するなどして、支援に関する情報を伝えることが効果的です。
- ・文部科学省の通知によると、個別の教育支援計画は、卒業後5年間学校において保存されることが望ましいとされています。



Q：引き継ぐ情報は、青森県教育支援ファイルの内容が基本とありますが、どのような内容が記載されていますか？

A：個別の教育支援計画には、生活の様子として「得意なこと好きなこと」、「苦手なこと」、「本人・保護者の願い」、「合理的配慮」、「長期目標」、「関係機関との連携」の項目があり、個別の指導計画には、学校生活の様子として「うまくいっているところ」、「つまずいているところ」、「短期目標」、「手立て」、「評価」の項目があります。作成例は、青森県教育委員会HPの「青森県特別支援教育情報サイト」に『青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画及び個別の指導計画）作成の手引き』の中に掲載しておりますので、ご覧ください。

